

公益活動促進施策のあり方について(答申(案)骨子) 図解

現状		課題		今後の在り方(案)		ポイント	
(1)目的	①契機(動機、機運)	(1)自主的、主体的な公益活動の促進 (2)行政と公益活動団体との協働推進	(1)自主的、主体的な公益活動の促進 (2)行政と多様な主体との協働推進	(1)自主的、主体的な公益活動の促進 (2)行政と多様な主体との協働推進	(1)自主的、主体的な公益活動の促進 (2)行政と多様な主体との協働推進	(1)自主的、主体的な公益活動の促進 (2)行政と多様な主体との協働推進	(1)自主的、主体的な公益活動の促進 (2)行政と多様な主体との協働推進
(2)条例	③法的担保(条例)	池田市公益活動促進に関する条例	池田市公益活動促進に関する条例	改正 池田市公益活動促進に関する条例 新規 (仮称)池田地域交流センター設置条例	池田市公益活動促進に関する条例	池田市公益活動促進に関する条例	池田市公益活動促進に関する条例
(3)計画	②計画	第6次総合計画→第4章みんなでつくる分権で躍進するまち→第9節公益活動の 実施計画で、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定	第6次総合計画→第4章みんなでつくる分権で躍進するまち→第9節公益活動の 実施計画で、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定	第7次総合計画 実施計画で、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定	第7次総合計画 実施計画で、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定	第7次総合計画 実施計画で、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定	第7次総合計画 実施計画で、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定
(4)主体	④活動組織	公益活動団体 登録団体(80団体) 公益活動促進センター指定管理者 (>公益活動促進協議会が4期目) 【業務】 ・新センターの使用の許可及び管理(指定管理業務)を受託 ・併せて自主事業を実施	公益活動を行う団体 協働事業実施団体 (仮称)協働推進団体 (仮称)池田地域交流センター 指定管理者 【業務】 ・新センターの使用の許可及び管理、センターの事業(中間支援業務)を受託	公益活動を行う団体 協働事業実施団体 (仮称)協働推進団体 (仮称)池田地域交流センター 指定管理者 【業務】 ・新センターの使用の許可及び管理、センターの事業(中間支援業務)を受託	公益活動を行う団体 協働事業実施団体 (仮称)協働推進団体 (仮称)池田地域交流センター 指定管理者 【業務】 ・新センターの使用の許可及び管理、センターの事業(中間支援業務)を受託	公益活動を行う団体 協働事業実施団体 (仮称)協働推進団体 (仮称)池田地域交流センター 指定管理者 【業務】 ・新センターの使用の許可及び管理、センターの事業(中間支援業務)を受託	公益活動を行う団体 協働事業実施団体 (仮称)協働推進団体 (仮称)池田地域交流センター 指定管理者 【業務】 ・新センターの使用の許可及び管理、センターの事業(中間支援業務)を受託
(5)人材	⑤人材	市・公益活動団体・市民、事業者・中間支援組織(促進協)	市・公益活動団体・市民、事業者・中間支援組織(促進協)	市・多様な主体・中間支援組織(促進協含む多様な組織)	市・多様な主体・中間支援組織(促進協含む多様な組織)	市・多様な主体・中間支援組織(促進協含む多様な組織)	市・多様な主体・中間支援組織(促進協含む多様な組織)
(6)施設	⑥施設・設備	無償使用 コミュニティセンター ◆4-5 公益活動促進センター 共同利用施設等	無償使用 コミュニティセンター ◆4-5 公益活動促進センター 共同利用施設等	無償使用 ◆(仮称)池田地域交流センター 共同利用施設等	無償使用 ◆(仮称)池田地域交流センター 共同利用施設等	無償使用 ◆(仮称)池田地域交流センター 共同利用施設等	無償使用 ◆(仮称)池田地域交流センター 共同利用施設等
(6)財源	⑦財源	◆4-6 公益活動促進基金 ・マッチングギフト ・補助金、助成金の財源 ◆4-7 補助金 ◆4-8 助成金 意見見申	◆4-3 協働事業提案制度 審査の上、予算措置 一方向の協働提案 協働事業提案 団体発	◆4-6 公益活動促進基金 ・マッチングギフト ・助成金の財源 ◆4-8 助成金 公開プレゼンテーション方式	◆4-3 協働事業提案制度 協議の上、必要な事業に予算措置 双方向の協働提案 協働事業提案 団体発	◆4-6 公益活動促進基金 ・マッチングギフト ・助成金の財源 ◆4-8 助成金 公開プレゼンテーション方式	◆4-3 協働事業提案制度 協議の上、必要な事業に予算措置 双方向の協働提案 協働事業提案 団体発
(7)ネットワーク	⑧ネットワーク(中間支援)	◆4-4 公益活動促進協議会 市と公益活動団体をつなぐ中間支援組織 【業務】 ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動団体及び事業者への支援 ③公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整 ⑤公益活動を行なう者の顕彰 ⑥その他公益活動の促進に必要な事業 登録、助成金交付について市長に意見見申 ◆4-9 公益活動団体派出事務委託 ・コミセン受付業務	◆4-4 公益活動促進協議会 市と公益活動団体をつなぐ中間支援組織 【業務】 ①協働施策への助言 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整(再掲) ⑥その他公益活動の促進に必要な事項(再掲)	◆中間支援組織 = 新センター指定管理者 公益活動を行う多様な団体をつなぐ中間支援組織として業務内容を精査、業務 【業務】>文書を作成して見直し、現条例の促進協議会の業務からは削除し、新センター設置条例に規定 ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動団体及び事業者への支援 ③公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整 ⑤その他公益活動の促進に必要な事業 (ア)支援範囲の拡大 (イ)コンサルティング機能強化 (ウ)連携強化・交流促進 (エ)情報発信機能の強化	◆中間支援組織 = 新センター指定管理者 公益活動を行う多様な団体をつなぐ中間支援組織として業務内容を精査、業務 【業務】>文書を作成して見直し、現条例の促進協議会の業務からは削除し、新センター設置条例に規定 ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動団体及び事業者への支援 ③公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整 ⑤その他公益活動の促進に必要な事業 (ア)支援範囲の拡大 (イ)コンサルティング機能強化 (ウ)連携強化・交流促進 (エ)情報発信機能の強化	◆中間支援組織 = 新センター指定管理者 公益活動を行う多様な団体をつなぐ中間支援組織として業務内容を精査、業務 【業務】>文書を作成して見直し、現条例の促進協議会の業務からは削除し、新センター設置条例に規定 ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動団体及び事業者への支援 ③公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整 ⑤その他公益活動の促進に必要な事業 (ア)支援範囲の拡大 (イ)コンサルティング機能強化 (ウ)連携強化・交流促進 (エ)情報発信機能の強化	◆中間支援組織 = 新センター指定管理者 公益活動を行う多様な団体をつなぐ中間支援組織として業務内容を精査、業務 【業務】>文書を作成して見直し、現条例の促進協議会の業務からは削除し、新センター設置条例に規定 ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動団体及び事業者への支援 ③公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整 ⑤その他公益活動の促進に必要な事業 (ア)支援範囲の拡大 (イ)コンサルティング機能強化 (ウ)連携強化・交流促進 (エ)情報発信機能の強化
(8)評価	⑨政策評価システム	公益活動団体は、市に事業報告書を提出	公益活動団体は、市に事業報告書を提出	公益活動促進と(2)協働推進がどのように進捗しているかの評価を行う。	公益活動促進と(2)協働推進がどのように進捗しているかの評価を行う。	公益活動促進と(2)協働推進がどのように進捗しているかの評価を行う。	公益活動促進と(2)協働推進がどのように進捗しているかの評価を行う。